

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
I 事業の 必要性	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○				大規模修繕等では新規に事業を始める場合及びグループホームで住居を追加する場合。 創設で移転整備するもの（定員の増がないものに限る）は除く。	(1) 利用者のニーズ	①施設の定員の8割以上の利用予定者が確実に見込める場合。	+ 4	(根拠) ・ H25. 5. 15「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について」（課長通知） ・ 定員の割合については、県独自の基準による。	・ 利用予定者を確認できるもの（利用予定者名簿等）により確認する。 ・ 1年後の見込みは、熊本県障がい福祉計画に定める圏域ごとの利用量見込みをもとに確認する。
																	②当初は、施設の定員の8割以上の利用予定者を見込めないが、事業開始後1年以内に定員を充足する利用者が見込める場合。			+ 2			
																	●審査対象外●当初、施設の定員の8割以上の利用予定者が見込めず、事業開始後1年が経過しても定員を充足する利用者が見込めない場合。			×			
															○	○	○	(2) 利用者のニーズ（避難スペース）	①市町村との協議を踏まえ、避難スペースで受け入れを予定している在宅の障がい者等の数を把握しており、必要性の高い整備である。	+ 2	(根拠) ・ 県独自の基準：利用者のニーズ及び市町村の施設整備に関する考え方等で評価する。	・ 市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備にの必要性や市町村の考えを確認する。	
																			②避難スペースで受け入れを予定している在宅の障がい者等の数を把握しておらず、具体性のない計画である。	± 0			
	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○				大規模修繕等では新規に事業を始める場合及びグループホームで住居を追加する場合。 創設で移転整備するもの（定員の増がないものに限る）は除く。	(3) 熊本県障がい福祉計画との整合性	①県障がい福祉計画に定める直近年度のサービス必要見込量に対する定員数等が6割に満たないため、特に整備が必要である場合。	+ 4	(根拠) ・ 熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画、第3期熊本県障がい児福祉計画）
																	②県障がい福祉計画に定める直近年度のサービス必要見込量に対する定員数等が6割に達しているものの、更に整備が必要である場合。	+ 2					
																		③定員数等が既に熊本県障がい福祉計画に定めるサービス必要見込量を超えている場合。			± 0		

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
Ⅰ 事業の 必要性	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○		大規模修繕では 新規に事業を始 める場合及びグ ループホームで 住居を追加する 場合。 創設で移転整備 するもの（定員 の増がないもの に限る）は除 く。	(4)熊本県障がい 福祉計画（圏域 計画）との整合 性	①県障がい福祉計画（圏域計画）に定める直近年度のサービス 必要見込み量に対する定員数等が５割に満たないため、特に整 備が必要な地域に設置する場合。	＋４	（根拠） ・県独自の基準による 評価：未達成圏域への 整備を優先 （理由） 施設整備について は、県内全体の障がい 者数や既存施設の配置 状況等を考慮すること が必要であるため。	・サービスが不足して いる圏域について優先 的に整備を進めるた め。		
																		②県障がい福祉計画（圏域計画）に定める直近年度のサービス 見込み量に対する定員数等が５割に達しているものの、更に整 備が必要である場合。	＋２				
																		③定員数等が県障がい福祉計画（圏域計画）に定める直近年度 のサービス必要見込み量を、既に達成している圏域に設置する 場合。	±０				
									○							木造の場合	(5)老朽度数	①老朽度数３５００点以下	＋４	（根拠） ・H17.10.5「老朽民間 社会福祉施設の整備に ついて」（局長通 知）、R6.9.13「老朽民 間社会福祉施設の整備 について」（局長通 知） ・老朽度数、残存率の ランク分けについて は、県独自で基準を設 けた	・左記局長通知により 老朽改築は、老朽度数 （木造の場合）４５０ ０点以下、現存率（ブ ロック、鉄筋コンク リートの場合）７０％ 以下の施設に限定され ている。		
																		②老朽度数４０００点以下	＋３				
																		③老朽度数４５００点以下	＋２				
																		●審査対象外●老朽度数４５００点超	×				
									○							ブロック、鉄筋 コンクリートの 場合	(6)現存率	①現存率６０％以下	＋４	（理由） 老朽度数・現存率 は、改築の必要性の重 要な判断指標となるた め。			
																		②現存率６５％以下	＋３				
																		③現存率７０％以下	＋２				
																		●審査対象外●現存率７０％超	×				
										○	○	○	○	○	○	改築のうち一部 改築は除く	(7)当初建築から の経過年数	①３０年以上	＋４	（根拠） ・H7.11.30「社会福祉 施設等施設整備費にお ける大規模修繕等の取 扱いについて」（局長 通知）、R5.4.1「次世 代育成支援対策施設整 備交付金における大規 模修繕等の取り扱いに ついて」（局長通知） ・年数のランク分けに ついては、県独自で基 準を設けた。 （理由） 大規模修繕等の場 合、建築後の経過年数 は修繕の必要性の重要 な判断指標となるた め。			
																		②２０年以上	＋３				
				○	○				○	○	○	○	○					③１０年以上	＋２				
																		④１０年未満	±０				

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
Ⅰ 事業の 必要性																			(8)大規模修繕等 の内容、程度	(a) 安全確保のための修繕等 一定年数（１０年）を経過して使用に堪えなくなった施設又は付帯設備により、利用者処遇に支障（雨漏り、空調不良等）を来しており、これを早急に解消するために必要な修繕工事。また、利用者の安全対策に必要な工事及び介護職員の負担軽減に資する整備。		(根拠) ・H7.11.30「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（局長通知）、R5.4.1「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取り扱いについて」（局長通知） ・評点のランク分けについては、県独自で基準を設けた。 (理由) 大規模修繕等は、施設・設備に生じている障害除去の緊急性や処遇向上のための修繕等の必要性を判断指標とし、障害除去や安全性確保を優先する。	・現地確認等により検討を行う。
																		① a、b 双方に該当する修繕等を行う場合。		+ 4			
																		② a に該当する修繕等を行う場合。		+ 3			
																		③ b に該当する修繕等を行う場合。		+ 2			
																		●審査対象外● a、b のどちらにも該当しない。		×			
																			(9)法令等の加算	①法令の改正等により、早急な改修が必要となる場合。	+ 4	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) 現況で建築基準法、消防法等の法令等への違反状態があれば、速やかに改善を図る必要があるため。	
																		③法令上の緊急的な改修が必要ではない場合。		± 0			
																			(10)地域防災計画との整合性	①市町村との間に福祉避難所としての協定を結んでおり、地域防災計画上に位置づけられた施設である。	+ 2	(根拠) ・県独自の基準：市町村の施設整備に係る取り組みや考え方で評価する。 (理由) 法人と福祉避難所の協定を結ぶ主体が市町村であることから市町村の意向を考慮する必要があるため。	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 ・②の「同意」については、賛意を示す場合のほか、市町村から明確な反対の意思表示がない場合も含める。
																		②市町村との間に福祉避難所としての協定を結んでいないが、市町村が施設整備に同意し、施設整備後に協定を結ぶ予定である。		+ 1			
																		●審査対象外●市町村との間に福祉避難所としての協定を結ぶ予定がない。		×			

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	創 設			改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備を含む。) ※賃貸物件		避難スペース 整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
I 事業の必要性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

	審 査 対 象												特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考					
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件							避難スペース 整備				
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム							通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム		
Ⅱ 事業の 確実性	○	○	○			○	○	○		○	○	○			○	○	○	大規模修繕等 は、新規に事業 を始める場合及 びグループホーム で住居を追加 する場合	(2) 用地に係る規 制事項及び規制 解除見込み	①農振除外等の手続は不要で、抵当権等も設定されていない。	+ 4	(根拠) ・農業振興法、農地 法、都市計画法等の土 地利用、規制に係る法 令や条例、民法等 (理由) 法人は、土地の利用 等を規制する関係諸法 令等有る場合は、そ れらの規制等を解除し ておく必要があるた め。	・市町村農業委員会、 県の所管課等で法的規 制解除の手続きの進行 状況を確認する。 ・抵当権等の利用制限 については、その抹消 を約する書面及び債務 返済を見込む書面によ り確認する。
																	②農振除外等の手続が必要であるが規制解除できる。または、 抵当権等が設定されているが、抹消できることが書面で確認可 能である。 ※ただし、法人において社会福祉事業のために設定された抵当 権等で、今回の施設整備計画による自己資金の拠出に当たり、 既存の借入に係る償還計画に新たな負担が生じないと認められ るものを除く。なお、社会福祉法人においては、基本財産担保 提供承認を受けて設定した抵当権等及び福祉医療機構からの借 入に係る抵当権等に限る。			+ 2			
																	●審査対象外●農振除外等の規制または抵当権等について、解 除または抹消することが確認できない場合			×			
													○	○				(3) 建物の確保	①設置予定者がすでに建物賃貸借契約を締結しており、かつ、 整備後の賃貸期間が１０年以上であることが確約書等により確 認できる。	+ 4	(根拠) ・「補助金に係る予算 の執行の適正化に関す る法律（以下「補助金 適化法」という。）」 (理由) 補助金適化法によ り、補助財産に応じて 処分制限期間が設けら れており、少なくとも １０年は補助物件で継 続して事業を行う必要 があるため。		
																			②建物賃貸借確約書等により建物の賃貸借契約を締結すること が確実であり、かつ、整備後の賃貸期間が１０年以上であるこ とが確認できる。	+ 2			
																				●審査対象外●建物の賃貸借契約を締結することが確実でない。			×

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考						
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備も 含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備												
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム				
Ⅱ 事業の 確実性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				(4)施設整備基準 への適合性	●審査対象外●国の施設整備基準に適合していない部分があるため、計画の変更が必要であるが、国庫協議までに改善される見込みがない。	×	(根拠) ・H18.9.29「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」 ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例（※） （理由） 施設整備にあたっては、利用者の処遇の一定レベルの確保等のために基準が設定されているため。	＜基準の例＞ ・設置すべき部屋の種類 ・配置すべき職員数 ・廊下の幅					
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						(5)施設整備資金	①寄付金・自己資金については金融機関の残高証明書・決算書等により証明され、全ての資金の確保が確実である。	+ 4	(根拠) ・H13.7.23「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」5 指導監督上の留意事項について (2)施設整備関係 ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」（課長通知第2 法人の資産） （理由） 無理な資金計画は、整備が不能となる可能性も孕み、不祥事案につながる場合も想定されるため。	・資金は、金融機関の残高証明や寄付申込書、借入申請書、決算書等（既設法人の場合）により判断する。 ※決算資料の財産目録等で確認。新設の場合は、本人からの寄付等の状況
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							②自己資金は十分ではないものの、寄付や借入れにより資金が確保できることが、融資確約書等で確認できる。	+ 2	●審査対象外●手持ちの預貯金がなく、現在保有していない資金（土地の売却代金等）を予定している場合。借入金があり、その返済計画に無理がある場合。	

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 (拡張も 含む。)		増築 (増改築も 含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
Ⅱ 事業の 確 実 性	○	○	○							○	○	○	○	○			これから新規に 事業を始める場 合 ※グループホー ムで既に事業所 指定を受けてい る場合を除く	(6)施設長（管 理者）	①資格要件を満たしている。	+ 4	(根拠) ・H18.9.29「障害者総合 支援法に基づく障害福祉 サービス事業の設備及び 運営に関する基準」 ・H18.9.29「障害者総合 支援法に基づく障害者支 援施設の設備及び運営に 関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法 に基づく指定通所支援事 業所の人員、設備及び運 営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法 に基づく指定障害児入所 施設等の人員、設備及び 運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準 条例（※） (理由) 施設運営にとって、施 設長（管理者）は重要な 役割を担うため。	・計画の熟度、確実 性を積極的に評価す る。 ※施設長の資格要件= 社会福祉法第19条第1 項各号のいずれかに該 当する者若しくは社会 福祉事業に2年以上従 事した者又はこれらと 同等以上の能力を有す ると認められる者	
																②資格要件を満たしていない場合、新たに施設を経営する法人 について法人認可協議までに満たすことが確実である。また、 既に施設を経営中の法人については、その施設（事業所）開設 までに満たすことが確実である。			+ 2				
																●審査対象外●資格要件を満たしておらず、法人認可協議若し くは施設（事業所）開設までに満たすことが確実でない。			×				
	○	○	○								○	○	○	○	○			これから新規に 事業を始める場 合 ※グループホー ムで既に事業所 指定を受けてい る場合を除く	(7)サービス管理 責任者又は児童 発達支援管理責 任者	①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を有 する者の配置が確実である場合。	+ 4	(根拠) ・H18.9.29「障害者総合 支援法に基づく障害福祉 サービス事業の設備及び 運営に関する基準」、 H18.9.29「障害者総合支 援法に基づく障害者支援 施設の設備及び運営に関 する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法 に基づく指定通所支援事 業所の人員、設備及び運 営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法 に基づく指定障害児入所 施設等の人員、設備及び 運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準 条例（※） (理由) 障害者総合支援法（児 童福祉法）に基づく施設 障害福祉サービスでは、 一定の実務経験を有する サービス管理責任者（児 童発達支援管理責任者） の配置が義務づけられて いるため。	・計画の熟度、確実性 を積極的に評価して配 点する。
																②サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の有資格者 を、事業所又は施設開設までに確保する予定。又は、サービ ス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に就任予定の者が事業 所又は施設開設までに資格を取得する予定。	+ 2						
																	●審査対象外●一定の実務経験を有したサービス管理責任者又 は児童発達支援管理責任者の配置は未定であり、事業所または 施設開設までに資格の取得を満たすことが確実でない。			×			

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 (拡張も 含む。)		増築 (増改築も 含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム								
Ⅱ 事 業 の 確 実 性	○	○	○								○	○	○	○	○	これから新規に 事業を始める場 合又はグループ ホームで住居を 追加する場合	(8)事業開始時の 運営資金	①事業運営資金の額が、年間事業費の2／12以上確保されて いる。	+ 4	(根拠) ・H12.12.1「社会福祉 法人の認可について」 (課長通知)第2法人の 資産(3) (理由) 介護給付費、訓練等 給付費の受給者への交 付が、事業開始の約 2ヶ月後となるため。	・資金は、金融機関の 残高証明や寄付申込 書、借入申請書、決算 書等(既設法人の場 合)により判断する。 ・左記課長通知によ り、必要な資産とし て年間事業費の1/12以上 に相当する現金、普通 預金又は当座預金等を 有していなければなら ないこととされてい る。 また、2/12以上有して いることが望ましいと されている。 ※年間事業費(事業所 単位)と、財産目録の 流動資産の預金・現金 合計額を比較する。		
																		②事業運営資金の額が、年間事業費の1／12以上2／12未 満が確保されている。	± 0				
																			●審査対象外●事業運営資金の額が、年間事業費の1／12未 満である場合。			×	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			(9)事業収支見通 し	●審査対象外●収入・支出の算定基礎が恣意的であるなど収支 計算が不適切な場合又は収支差額がマイナスで安定した運営が 見込めない場合。	×	(根拠) ・H12.12.1「社会福祉 法人の認可について」 1 社会福祉事業(2) 社会福祉法第3～5 条、第61条 (理由) 安定した運営は、利 用者の処遇の維持・向 上に不可欠であるた め。	・算定基礎が適切であ るほど、事業収支見通 しの精度が高まり、よ り安定した施設運営に 繋げることができる。 ※事業所単位で年間の 収入と支出を比較す る。	

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
Ⅱ 事業の 確実性																		(10)災害時の福祉サービス提供体制	①災害時に障がい者等を受け入れるために必要な福祉サービスについて、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制が整っている。	+ 2	(根拠) ・ H25. 2. 26「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」（部長通知）、R5. 〇. 〇「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」（局長通知)	・ 市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。	
																			②災害時に障がい者等を受け入れるために必要な福祉サービスについて、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制は未整備であるが、今後整備予定である。	± 0			
																		(11)災害時の物資等提供体制	①災害時に障がい者等を受け入れるのに必要な食糧、物資、福祉用具等について、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制が整っている。	+ 2			
																			②災害時に障がい者等を受け入れるのに必要な食糧、物資、福祉用具等について、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制は未整備であるが、今後整備予定である。	± 0			
Ⅲ 立地条件	○	○	○							○	○	○	○				大規模修繕等は新規に事業を始める場合又はグループホームで住居を追加する場合	(1)交通の便	①施設を中心とした半径500m以内にバス停又は駅がある、公共交通機関の便に優れた場所に立地する場合。	+ 2	(根拠) ・ 県独自の基準による評価 (理由) 障害者総合支援法及び児童福祉法の考え方のひとつとし、希望する全ての障がい児（者）が障害福祉サービス等を利用することを保証していくこととしているため、通所の際の利便性を重視した。	・ 利便性の確保として、公共交通機関の利便について評価するとともに、低廉な料金による送迎等事業者の配慮を評価して配点した。 ・ 徒歩での移動が可能な範囲として施設を中心とした半径500m以内（徒歩10～15分以内）を基準とした。	
																			②公共交通機関の便は良くない立地だが、低廉な料金で送迎を行う計画となっているなど、利用者の利便に配慮している場合。	+ 1			
																				③公共交通機関の便は良くない立地で、利用者の利便に特段の配慮もない場合。			± 0

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考			
	創 設			改築 (拡張も 含む。)		増築 (増改築も 含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含む。) ※賃貸物件		避難スペース 整備										
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	
Ⅲ 立地条件	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大規模修繕等は 新規に事業を始 める場合又はグ ループホームで 住居を追加する 場合 民老の場合は移 転を伴うものの み	(2) 土砂災害等の 危険性	①現在、危険地域（※）にある施設を、危険地域以外の場所へ 移転する場合。	+ 2	(根拠) ・ R3. 3. 17付け厚生労働省 社会・援護局障害保健福 祉部障害福祉課保護課事 務連絡	※危険地域とは、土砂 災害特別警戒区域 (レッドゾーン)、土 砂災害警戒区域（イエ ローゾーン）、土砂災 害危険箇所（土石流危 険渓流箇所、地すべり 危険箇所、急傾斜地崩 壊危険箇所）及び洪水 浸水想定区域を言う。
																			②危険地域以外の場所で、施設を創設、移転（①を除く）、また は、大規模修繕等を行う場合。（グループホームの住居の追 加を含む）	± 0	(理由) 建物の立地の安全面へ の配慮から、危険地域へ の新規計画を厳しく評価 する。 なお、土砂災害警戒区 域（イエローゾーン）、 洪水浸水想定区域は法律 上の規制はないものの、 上記事務連絡の趣旨に鑑 み原則、補助対象外とす るが、洪水浸水想定区域 は一律広範で地域によっ ては大部分で施設整備が できなくなるおそれがある ため想定される浸水に 対して十分な対策がとら れている場合は、例外的 に補助対象外としない。			
																			③危険地域のうち洪水浸水想定区域に、施設を創設、移転、また は、大規模修繕等を行う場合（グループホームの住居の追加 を含む）で、想定される浸水等に対して十分な対策がとられて いる場合。					
																			●審査対象外●危険地域に施設を創設、移転、または、大規模 修繕等を行う場合。（ただし③の場合を除く。）	×				
Ⅳ 法人運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	既に法人格を有 している社会福 祉法人	(1) 社会福祉法人 の監査状況	●審査対象外●文書指摘事項を改善する見込みがない。	×	(根拠) ・ 県独自の基準で評価 (理由) 法令、通知に基づい た健全な施設運営は利 用者の処遇の維持向上 には不可欠であるた め。	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	既に法人格を有 している場合 ※新規法人等で 事業実績のない 場合を除く	(2) 第三者評価制 度について	①主たる事業について事前協議を行う年度及びその前3ヵ年度 のいずれかの年度において、第三者評価を受審し、評価結果を 公表している。	+ 2	(根拠) ・ 県独自の基準によ る。 (理由) 第三者評価制度を導 入し、その評価結果を 公表することは、利用 者の視点に立った障害 福祉サービスの向上に つながるため。	・ 第三者評価制度を導 入し、評価結果を公表 している施設を積極的 に評価する。
																			②主たる事業ではないが、事前協議を行う年度及びその前3ヵ 年度のいずれかの年度において、第三者評価を受審し、評価結 果を公表している。	+ 1				
																			③第三者評価を受審しているが、公表をしていない。もしくは 、受審していないが、確約書の提出がある。	± 0				
																			●審査対象外●第三者評価を受審しておらず、確約書の提出も ない	×				

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
Ⅳ 法人運 営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新たに社会福祉 法人格を取得す る場合	(3) 設立代表者	①設立代表者が、整備しようとする施設に関連する業務に1年 以上従事した実績や当該業務に関する識見を有する。	+ 2	（根拠） ・ 県独自の基準によ る。 （理由） 法人及び事業所又は 施設運営にとって、設 立代表者の識見は重要 な要素であり、計画の 熟度、確実性に関係し てくるため。	・ 計画の熟度、確実性 を積極的に評価して配 点する。 ※本項目は、社会福祉 法人設立に係る審査と 並行して、施設整備に 係る審査を行う場合の み使用する。			
																	②設立代表者は、整備しようとする施設に関連する業務に従事 した特段の実績や当該施設業務に関する識見を有しない。	± 0					
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新たに社会福祉 法人格を取得す る場合	(4) 役員等（理 事、監事、評議 員）構成	①法人審査基準を満たしており、役員（理事、監事）、評議員 共に特定している。	+ 2	（根拠） ・ 社会福祉法第36条 ～42条、H12.12.1 「社会福祉法人の認可 について」（局長、課 長通知第3 法人の組 織運営） （理由） 法人運営にとって、 理事等の役員は重要な 構成要素であるため。	・ 計画の熟度、確実性 を積極的に評価して配 点する。 ※本項目は、社会福祉 法人設立に係る審査と 並行して、施設整備に 係る審査を行う場合の み使用する。		
														②法人審査基準を満たしており、役員（理事、監事）は特定し ている。	+ 1								
															●審査対象外●審査基準を満たした役員（理事、監事）、評議 員が確保できていない。			×					
Ⅴ 各取組状 況	○	○	○												大規模修繕等 は、新たに事業 を始める場合又 はグループホーム で住居を追加 する場合	(1) 地域との連 携・交流計画の 有無	①日常的に地域との交流が図れる場所に立地しており、交流計 画の策定等、交流を図るための取組みが行われている。	+ 2	（根拠） ・ H18.9.29「障害者総 合支援法に基づく障害 福祉サービス事業の設 備及び運営に関する基 準」、H18.9.29「障害 者総合支援法に基づく 障害者支援施設の設備 及び運営に関する基 準」 ・ H24.2.3「児童福祉 法に基づく指定通所支 援事業所の人員、設備 及び運営に関する基 準」 ・ H24.2.3「児童福祉 法に基づく指定障害児 入所施設等の人員、設 備及び運営に関する基 準」 ・ H24.12.25熊本県基 準条例（※） （理由） 社会福祉施設におい ては、利用者と地域と の交流が望まれている ため。	・ 国の左記基準や県の 障害者プランで障がい 者と地域社会との交流 を重要視していること から、具体的な交流計 画がある場合は、2点 を配点する。			
																	②日常的に地域と交流が図れる場所に立地していないが、交流 計画の策定等、交流を図るための取組みが行われている。	+ 1					
																		③日常的に地域と交流が図れる場所に立地しておらず、交流計 画の策定等、交流を図るための取組みもない。			± 0		

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 (拡張も 含む。)		増築 (増改築も 含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備を含 む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム								
V 各 取 組 状 況	○	○	○							○	○	○	○		○	○	○	大規模修繕は、 新規に事業を始める場合又はグループホームで 住居を追加する場合	(2) 利用者の受入れ等	①障がい種別にかかわらずに全ての障がい児（者）を受け入れる計画としており、その実現性も施設整備や職員配置等から十分に担保されていると認められる場合。	+ 2	(根拠) ・ 県独自の基準による。 (理由) 障害者総合支援法及び児童福祉法下の障害福祉サービス等は、障がい種別にかかわらず全ての障がい児（者）を受け入れることを原則としているため。	・ 障害者総合支援法の趣旨に沿った計画を積極的に評価して配点する。
																	②障がい種別にかかわらずに全ての障がい児（者）を受け入れる計画としており、施設や職員配置等は今後整備予定である場合。			+ 1			
																	③主たる障がい児（者）を特定している場合。			± 0			
																○	○	○	(3) 避難スペースにおける障がい 特性への配慮	①各障がい特性に応じた配慮を行うための具体的な計画がある。	+ 2	(根拠) ・ H25. 2. 26「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」（部長通知）、R5. 〇. 〇「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」（局長通知)	・ 市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。
																	②各障がい特性に応じた配慮を行うための具体的な計画がない。	± 0					

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
Ⅴ 各 取 組 状 況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				(4) 市町村障害者 計画との整合性	①市町村障がい者計画との整合性があり、整備予定地の市町村は施設整備に同意している。	+ 2	（根拠） ・ 県独自の基準：市町村の施設整備に係る取り組みや考え方で評価する。 （理由） 支援費制度の開始により、事業の実施主体が市町村となったことや整備予定地の市町村障害者計画を考慮する必要があるため。	・ 市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 ・ 「同意」については、賛意を示す場合のほか、市町村から明確な反対の意思表示がない場合も含める。 ・ 市町村障がい者計画に沿った施設整備又は市町村が具体的に支援する施設整備であることは、障がい者福祉政策の推進に貢献することを重要視し、2点を配点する。	
																	●審査対象外●整備予定地の市町村が施設整備に同意していない。		×				
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(5) 障がい者雇用	①職員に障がい者を雇用（正規雇用）している。	+ 4	（根拠） ・ 県独自の基準：福祉施設に関連する県の各種事業、施策の促進や発展に繋がるかを判断。 （理由） 障がい者福祉施策の推進に繋がる施設整備計画に対して積極的に評価する。	・ 事業所単位ではなく、法人全体での雇用状況	
																			②職員に障がい者を雇用（非正規雇用）している。	+ 3			
																			③職員に障がい者を雇用していないが、雇用に向けた具体的な取り組みを行っている。（新規法人等で事業実績等がない場合のみ適用。）	+ 2			
④職員に障がい者を雇用していない。																			± 0				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(6) バリアフリーへの対応	●審査対象外●施設整備計画にバリアフリーを取り入れていない。	×	（根拠） ・ 県独自の基準：障がい者福祉施設としてバリアフリー対応は基本的事項であるため			

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 (拡張も 含む。)		増築 (増改築も 含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
V 各 取 組 状 況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スプリンクラー 設備整備など木 材の利用が困難 な場合を除く	(7) 県産木材利用 の推進	①県産木材を利用した施設の木造化、及び、内装の木質化を行 う。	+ 2	(根拠) ・「熊本県公共施設・ 公共工事木材利用推進 基本方針」(H23.2) (理由) 県産木材を利用した 公共建築物の木造化・ 木質化に対して積極的 に評価する。	
																	②県産木材を利用した施設の木造化、または、内装の木質化を行 う		+ 1				
																	③県産木材を利用した施設の木造化、または、内装の木質化を行 わない。		± 0				
	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	新たに事業所又は 施設を始める 場合(グループ ホームで住居を 追加する場合を 除く)	(8)-1危機管理へ の取り組み状況	①災害時の危機管理マニュアルの作成が行われている。	+ 2	(根拠) ・ 県独自の基準 (理由) 災害発生時、自力避 難が困難な人が多く利 用する障がい者福祉施 設においては、日頃よ り災害対策が必要とな るため。	
																	②災害時の危機管理マニュアルの作成を行っていないが、今後 策定される予定である場合。			± 0			
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	既に事業所又は 施設を経営中の 場合(グループ ホームで住居を 追加する場合を 含む)	(8)-2危機管理へ の取り組み状況	①災害時の危機管理マニュアルの作成や訓練等の取り組みを行っ ている。	+ 2		
																	②災害時の危機管理マニュアルの作成は行っているが、訓練等 の取り組みを行っていない。			+ 1			
																				③災害時の危機管理マニュアルの作成や訓練等の取り組みを行っ ていない。	± 0		
																		(9) 避難スペース の活用計画	①平常時においても地域に密着した事業を実施して避難スパー スを活用するための具体的な計画がある。	+ 2	(根拠) ・ H25.2.26「社会福祉 施設等施設整備費にお ける在宅障害者向け避 難スペース整備の取扱 いについて」(部長通 知)、R5.〇.〇「次世 代育成支援対策施設整 備交付金における在宅 障害児向け避難スパー ス整備の取扱いについ て」(局長通知)	・ 市町村の意見書や聞 き取りにより、施設整 備に関する意向や考え を確認する。	
																			②平常時において地域に密着した事業を実施して避難スパー スを活用するための具体的な計画がない。	± 0			

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム								
V 各 取 組 状 況	○	○	○							○	○	○	○		○	新たに事業所又は施設を始める 場合（グループ ホームで住居を 追加する場合を 除く）	(10)-1 苦情処理 への対応	①苦情への対処方針や計画が策定されている場合。	+ 1	（根拠） ・社会福祉法第 8 2 条 ・H12. 6. 7「社会福祉事 業の経営者による福祉 サービスに関する苦情 解決の仕組み」の指針 について ・H18. 9. 29「障害者総 合支援法に基づく障害 福祉サービス事業の設 備及び運営に関する基 準」、H18. 9. 29「障害 者総合支援法に基づく 障害者支援施設の設備 及び運営に関する基準 ・H24. 2. 3「児童福祉 法に基づく指定通所支 援事業所の人員、設備 及び運営に関する基 準」 ・H24. 2. 3「児童福祉 法に基づく指定障害児 入所施設等の人員、設 備及び運営に関する基 準」 ・H24. 12. 25熊本県基 準条例（※） （理由） 事故処理は、利用者 の処遇改善に係る重要 な取り組みであるた め。			
																		②苦情への対処方針や計画が策定されていないが、今後策定さ れる予定である場合。	± 0				
						○	○	○	○	○	○	○	○		○	既に事業所又は 施設を経営中の 場合（グループ ホームで住居を 追加する場合を 含む）	(10)-2 苦情処理 への対応	①苦情に対する計画や体制が整っており、かつ、計画に沿った 対応がなされている場合。	+ 1				
																			②苦情に対する体制や計画が整ってはいるが、計画に沿った対 応がなされていない場合。		± 0		

	審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考		
	創 設			改築 (拡張も 含む。)		増築 (増改築も 含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備								
	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム
V 各 取 組 状 況	○	○	○							○	○	○	○	○		○	○	○	(11)-1事故発生 への対応	①事故への対処方針や計画が策定されている場合。	+ 1	(根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事 業の経営者による福祉 サービスに関する苦情 解決の仕組み」の指針 について ・H18.9.29「障害者総 合支援法に基づく障害 福祉サービス事業の設 備及び運営に関する基 準」、H18.9.29「障害 者総合支援法に基づく 障害者支援施設の設備 及び運営に関する基準 ・H24.2.3「児童福祉 法に基づく指定通所支 援事業所の人員、設備 及び運営に関する基 準」 ・H24.12.25熊本県基 準条例 (※) (理由) 事故処理への対応 は、利用者の処遇改善 に係る重要な取り組み であるため。	・既に事業所又は施設 を経営中の法人につい ては、監査調書等によ り判断する。
																		± 0					
																			(11)-2事故発生 への対応	①事故に対する計画や体制が整っており、かつ、計画に沿った 対応がなされている場合。	+ 1		
																				± 0			
VI 提 出 案 件 の 熟 度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	提出案件の熟度	提出案件の熟度は、当該案件が障がい福祉における今日的な課題に対応しているかに加え、提出書類の完成度等を勘案して評価する。 ※10点を上限とした加点、減点を行う。	± 1 0		

※熊本県基準条例

- ・熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

審 査 対 象															特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の 根拠・理由等	備 考									
創 設			改築 （拡張も 含む。）		増築 （増改築も 含む。）		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 （防犯対策強 化に係る整備 も含む。）			大規模修繕等 （防犯対策強化に 係る整備を含 む。） ※賃貸物件			避難スペース 整備															
通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設							入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム							
															・ 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例														